長崎県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、長崎県下水道協会（以下「協会」という。）内において、下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の資格認定のための試験（以下「試験」という。）を統一的に実施するために必要な基本的事項を定め、責任技術者の技術の平準化とその向上及び事務の省力化を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　下水道管理者　下水道法（昭和３３年法律第７９号）に定める下水道を実施する市町及び一部事務組合（以下「市町」という。）の長（地方公営企業法を適用して下水道事業に係る公営企業管理者を設置している場合は当該公営企業管理者）をいう。

(2)　条例等　市町ごとに定められる下水道事業の実施に関する条例、規則等をいう。

(3)　排水設備工事　下水道法第１０条第１項に規定する排水設備の工事（新設工事、増設工事、改築工事及び撤去工事を含む。）をいう。

(4)　下水道排水設備工事責任技術者　排水設備工事の設計施工等に関し技能を有する者として長崎県下水道協会長（以下「会長」という。）が認めた者をいう。

（試験の実施）

第３条　責任技術者の資格の認定にあたっては、排水設備工事の設計、施工等に関する試験を行う。

（試験の実施機関及び実施対象）

第４条　試験は、協会が実施する。

２　試験は、県内において責任技術者の資格を得ようとする者を対象とする。

（試験の実施回数及び実施期日）

第５条　試験は、原則として毎年実施する。

２　試験は、会長が定める日に実施する。

（試験の方法及び内容）

第６条　試験は、筆記試験としその内容は、下水道に関する一般知識、排水設備に関する法令、設計及び施工並びに維持管理に関するものとする。

２　試験問題は、公益社団法人日本下水道協会が作成する問題を使用するものとする。

（試験の受験資格）

第７条　試験を受験できる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

(1)　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による高等学校又は旧中学校令（昭和１８年勅令第３６号）による中等学校以上の学校（以下「高等学校等」という。）の土木工学科又はこれに相当する課程を修了して卒業した者

(2)　高等学校等を卒業した者で、排水設備工事又は排水設備工事以外の下水道工事あるいは水道工事（以下「排水設備工事等」という。）の設計又は施工に関し、１年以上の実務経験を有する者

(3)　排水設備工事等の設計又は施工に関し２年以上の実務経験を有する者

(4)　前各号に掲げる者に準ずるものとして別に定める者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号の一つに該当する者は、試験を受験することはできない。

(1)　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていない者

(2)　不法行為又は不正行為によって試験の合格又は責任技術者としての資格を取り消され、２年を経過していない者

(3)　前各号に掲げる者のほか、会長が受験を不適当と認める者

（試験の実施方法）

第８条　試験の実施方法等については、別に定める実施要領等により行う。

（試験運営委員会の設置）

第９条　会長は、試験の円滑な実施を図るため、協会内に試験運営委員会を設置する。

２　試験運営委員会の構成、業務及び運営等については別に定める。

（試験の合否の判定及び合格証の交付）

第１０条　会長は、試験実施後、速やかに実施要領等に基づき、試験の合否の判定を行う。

２　会長は、前項の判定の結果、合格と判定した者（以下「合格者」という。）には、合格証を交付する。

（試験の合格の取消し）

第１１条　会長は、試験の合格者として通知した者について、次の各号の一つに該当することが判明したときは、試験の合格を取り消さなければならない。

(1)　第７条に規定する試験の受験資格がないことが判明したとき

(2)　不正行為等により試験に合格したことが判明したとき

２　会長は、前項の規定により試験の合格を取り消したときは、その理由を附して当該合格者に通知するとともに、速やかに合格証の返納をさせるものとする。

３　会長は、試験の合格を取り消したときは、その都度、その旨を長崎県内の各市町に通

知するものとする。

（試験の費用の徴収）
第１２条　試験の実施及び運営に係る経費は、受験者から徴収するものとする。

（その他）
第１３条　会長は、試験の実施にあたってはあらかじめ、参加する下水道管理者を明らかにして行うものとする。
２　この要綱に定めのない事項については、必要の都度、会長が別に定める。

附　則
（施行）
１　この要綱は、平成１１年１１月１日から施行する。

（経過措置）
２　この要綱の施行の際、既に下水道管理者が実施した試験等に合格し、技術者として登録されている者については、別に定める講習を受講した場合に限り、この要綱による試験合格者と見なすものとする。

附　則
この要綱は、平成１９年６月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２１年１１月３０日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２３年７月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２６年５月２７日から施行する。